

「和みわかやま」おもてなし事業 プロポーザル実施要項

注：本事業は、和歌山県議会平成31年2月定例会において、本事業に係る平成31年度予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をする場合があります。またその場合、県は責を負いません。

1. 概要

- (1) 業務名 「和みわかやま」おもてなし事業
- (2) 契約期間 契約日から2020年3月31日まで
- (3) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (4) 予算額 6,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (5) 契約書 委託先として特定した事業者に対して別途作成する。

2. スケジュール

- (1) プロポーザル説明会出席申込受付 平成31年3月 5日（火）17時まで
- (2) プロポーザル説明会 平成31年3月 6日（水）11時から
- (3) プロポーザル参加申込提出期限 平成31年3月15日（金）17時まで
- (4) 質問の受付 平成31年3月15日（金）17時まで
- (5) 質問に対する回答 平成31年3月19日（火）まで
- (6) 企画案及び見積書等の提出期限 平成31年3月22日（金）17時まで
- (7) 企画案及び見積書等の書面審査 平成31年3月25日（月）
- (8) プロポーザル審査会 平成31年3月27日（水）10時（予定）
- (9) 委託事業者と随意契約締結 平成31年4月1日以降（土、日を除く。）

3. プロポーザル説明会出席申込

プロポーザルに参加しようとする事業者に対して、説明会を開催する。

出席希望者は、あらかじめ県観光振興課まで説明会への出席申込書（様式1）を持参、郵送又はメールのいずれかの方法により提出すること。

①開催日時及び場所

平成31年3月6日（水）11:00～ 和歌山県庁 本館2階 相談室B

②申込期限

平成31年3月5日（火）17:00【必着】

※当説明会に出席しなかった事業者はプロポーザルに参加できない。

③提出先

〒640-8585（住所記載不要）

和歌山県商工観光労働部観光局観光振興課

「和みわかやま」おもてなし事業 係

電話：073-441-2777（直通）

e-mail：e0624001@pref.wakayama.lg.jp

4. プロポーザル参加申込

- (1) 参加を希望する事業者は次のとおり参加申込を行う。

①提出書類

- ・プロポーザル参加申込書（様式2-1）
- ・業務実績表（様式2-2）
- ・誓約書（様式2-3）
- ・登記事項証明書（法人の登記簿謄本）
- ・県税、消費税及び地方消費税の納税証明
県税については、県税に未納がないことの証明書（県外事業者で県内に営業所がない場合は提出不要）
消費税及び地方消費税については、国税（消費税及び地方消費税）に未納がないことの証明書
どちらも発行後3か月以内の証明であること。
- ・財務諸表（直近の法人の決算に係る貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計画書又はそれらに相当する書類）
ただし、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格を有する事業者は、様式2-1、2-2のみの提出とする。

②提出期間

平成31年3月15日（金）17時まで（土、日、祝日を除く。）

※プロポーザル参加申込を行わない事業者はプロポーザルに参加できない。

③提出先

〒640-8585（住所記載不要）
和歌山県商工観光労働部観光局観光振興課
「和みわかやま」おもてなし事業 係
電 話：073-441-2777（直通）

④提出方法

郵送又は持参により提出すること。

(2) 質問の受付

①質問内容

審査内容に関する質問に関しては回答しない。

②質問の提出方法

3③記載のメールアドレス宛提出すること。
送信メールの件名は、「『和みわかやま』おもてなし事業に係る質問」とすること。

③受付期限

平成31年3月15日（金）17時まで（土、日、祝日を除く。）

(3) 質問に対する回答

質問に対しては、原則として平成31年3月19日（火）までにメールにより回答する。
ただし、その内容が軽微なものにあっては、観光振興課の担当者の方による回答のみとすることができる。

5. プロポーザル

(1) 4に定めるプロポーザル参加申込を行った事業者は、下記について期限内に提出すること。

①企画提案書（別添仕様書の業務内容参照） 5部

- ・おもてなし力向上研修会
 - ア 日程、場所、研修会のカリキュラムの案
 - イ 受講者募集チラシの案（課題対応研修会と1枚にまとめてください。募集は県で行います。）
 - ウ 実施体制（スケジュールを含む。）
- ・課題対応研修会
 - ア 日程、場所、研修会のカリキュラムの案
 - イ 受講者募集チラシの案（おもてなし力向上研修会と1枚にまとめてください。募集は県で行います。）
 - ウ 実施体制（スケジュールを含む。）
- ・おもてなしの宿づくりセミナー
 - ア セミナーのカリキュラムの案（日程、場所の調整は、委託業者と相談の上、県で行います。）
 - イ 受講者募集チラシの案（募集は県で行います。）
 - ウ 実施体制（スケジュールを含む。）
- ・「和みわかやま」おもてなしの宿アワード2019
 - ア 覆面調査の手法案、調査項目案、おもてなしの充実度を示す指標案
 - イ 調査対象宿泊施設への報告書案
 - ウ 実施体制（スケジュールを含む。）

②見積書 1部

当該委託に係る一切の経費を具体的に記載するとともに、消費税及び地方消費税額（10%）を記載すること（一式という書き方はしないこと。）。

- ・おもてなし力向上研修会
 - ア 研修会開催経費（講師派遣料、講師旅費、会場借り上げ費、研修資料作成費等）
 - イ 報告書作成費
 - ウ その他、管理費等（課題対応研修会と1枚にまとめた募集チラシ作成費を含む。）
- ・課題対応研修会
 - ア 研修会開催経費（講師派遣料、講師旅費、会場借り上げ費、研修資料作成費等）
 - イ 報告書作成費
 - ウ その他、管理費等（おもてなし力向上研修会と1枚にまとめた募集チラシ作成費を含む。）
- ・おもてなしの宿づくりセミナー
 - ア 研修会開催経費（講師派遣料、講師旅費、会場借り上げ費、研修資料作成費等）
 - イ 報告書作成費
 - ウ その他、管理費等（募集チラシ作成費を含む。）
- ・「和みわかやま」おもてなしの宿アワード2019

- ア 調査費（調査員派遣料、調査員宿泊費（1泊2日）、調査員旅費等）
- イ 報告書作成費
- ウ その他、管理費等

③見積額

6,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とすること。

④提出期間

平成31年3月22日（金）17時まで（土、日、祝日を除く。）

⑤提出先

〒640-8585（住所記載不要）
和歌山県商工観光労働部観光局観光振興課
「和みわかやま」おもてなし事業 係
電話：073-441-2777（直通）

⑥提出方法

郵送又は持参により提出すること。

(2) プロポーザルの実施方法

事前に提出のあった企画提案書を使用して、プレゼンテーションによる審査を実施する。

①開催日及び場所

平成31年3月27日（水） 和歌山県庁 東別館 6A会議室

②その他

プレゼンテーションの開始時間は、プロポーザル参加申込みのあった事業者に対し、別途通知する。

6. 審査方法

(1) 企画案の審査は、「『和みわかやま』おもてなし事業に係る企画書評価要領」（以下「評価要領」という。）に記載の評価者が行う。

(2) 審査については、評価要領に基づき評価者が行う。

(3) 決定方法

審査結果をもとに第1位入選者との間で、本委託業務の実施に関して必要な協議を行う。協議が合意に至らない場合は、順次、審査結果上位者を入選者とみなして必要な協議を行い入選者を決定する。

また、入選者が1者しかない場合は、評価要領2（5）により審査し、必要であれば協議を行い入選者を決定する。

(4) 審査結果の通知

審査後、結果を速やかに参加者全員に通知する。

(5) 業務の委託

原則として、入選者に対して業務を委託する。

(6) 審査結果の公表

審査結果については公表することがある。

7. 契約方法

入選者と県が協議し、委託業務の仕様を確定させた上で、契約を締結する。仕様書の内容は提案された内容が基本となるが、入選者と県との協議により最終的に決定する。

なお、契約条件等が合致しない場合は、契約を締結しない場合がある。

8. プロポーザル参加資格

次に掲げる全ての要件を満たすこと。

(1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

ウ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産者で復権を得ない者

キ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、入札に参加することを停止された期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更正手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (5) 和歌山県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあっては、県税に係る徴収金を完納していること。
- (6) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (7) 申請日現在において、1年以上の営業経験を有していること。
- (8) 県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者であること。
- (9) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

- ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等若しくは同条第2号に規定する暴力団員ではないが、暴力団と関係を有しながら、その組織の威力を背景として暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行う者（以下、「暴力団等」という。）が経営している者又は暴力団等が経営に実質的に関与している者
- イ 不当と認められる目的を有して暴力団等が経営又は実質的に関与している者を利用している者
- ウ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者
- エ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- オ 下請契約、資材等の購入契約、委託契約その他の契約に当たり、その契約の相手方が、アからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結している者
- カ 国、地方公共団体その他の公共団体（以下、「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した容疑で逮捕、書類送検若しくは起訴され、刑が確定した者（その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった者を除く。）が経営している者又はその者が経営に実質的に関与している者
- キ 県内の公共機関が執行する入札に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくは暴力を用いる者が経営している者又はその者が経営に実質的に関与している者
- ク 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度の信用を毀損する者が経営している者又はその者が経営に実質的に関与している者
- ケ キ又はクのいずれかに該当する者となった日から1年を経過しない者

9. その他留意事項

- (1) 企画案の作成及びプロポーザル参加に要する費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、委託先選定及び特定を行う作業に必要な場合において、複製を作成することがある。
- (3) 提出期限以降の提出書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 委託先として選定した事業者を公表する。
- (6) 企画作成のため受領した資料は、県の了解なく公表・使用することはできない。
- (7) 企画案については、内容の一層の充実を図るため、協議の上、変更する場合がある。